

令和4年度指定管理者制度評価委員会議事録

R4.11.1(火)13時～ 5階第一会議室

◎事務局：定刻がまいりましたので、只今より、令和4年度泉佐野市指定管理者制度評価委員会を開催させていただきます。私、市長公室行財政管理課の古谷です。よろしくお願いいたします。それでは、開会に先立ち、八島副市長よりご挨拶申し上げます。よろしくお願いいたします。

◎副市長：改めまして、こんにちは。副市長の八島でございます。本日は、皆様におかれましては、公私ともご多忙のところ、また足もとの悪い中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、本委員会の委員就任にあたりましてですね、ご快諾いただきましたこと、誠に有難うございます。

さて、本市におきましては、民間のノウハウを活用いたしまして、経費削減やサービス向上につなげるために、平成18年度より、市の公共施設において指定管理者制度の導入を図ってきておりまして、本年度はさらに1箇所追加となりまして、現在は、24施設において指定管理者による管理運営を行うに至っております。このように本市では指定管理者制度を推進いたしましてですね、年々指定管理施設が増加しているところですが、この制度はですね、行政が管理してきた公共施設をですね、株式会社などの民間団体が広く担うことができるようにしたものでございますけれども、制度が有効に作用すれば、経費削減であったりサービス向上にもつながりますけれども、一方で、市民の財産でもありますこれらの施設を担う指定管理者が、適正に施設を管理できているのか、十分なサービス提供を行っているのかなど、しっかりとチェックすることが必要であります。そういったことから、市においては、それぞれ施設の指定管理の状況について、指定管理者より出された実績報告などをもとに行政内部においても評価、分析を行っております。そして、この行政内部における評価が一方的な視点とならないように、指定管理期間において概ね5年のうちに1度、学識経験者の方、また市民の代表の方々などで構成する指定管理者制度評価委員会を開催しまして、評価を行うこととしております。今年度は次第にありますように5箇所について、行政の外部の視点から評価をしていただきまして、その結果を指定管理者に示しまして、業務の改善、サービス向上を促すとともに、今後の指定管理者選定にも、その内容を盛りこむことにより、よりよい制度運営を図ってまいりたいと考えておるところでございます。このあとは施設の現地視察に行ってくださいまして、その後審査を行っていただきますけれども、大変長時間になるかと思っておりますけれども、皆様方には何卒ご忌憚のないご意見、ご助言をいただきたいと思っております。最後になりますけれども、

平素の皆様方の市政へのご理解、ご協力に対しまして、この場をお借りし、お礼申し上げます。簡単ではございますけれども開催にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎事務局：それでは、まずは、資料の確認をさせていただきます。事前にお送りさせていただいたものになりますが、次第の方が1枚ございまして、資料1としまして評価委員会の要綱でございます。資料2としまして、管理運営の評価指針というのが裏表1枚ものです。資料3としまして、評価書一覧表が裏表のものが1枚ものです。資料4としまして、各施設の評価シート16ページの綴りでございます。資料5としまして、A3横のジャバラ折りの評価点の主な理由5ページの綴りになります。それと資料6として、A4縦の年度別比較になります。最後に資料7としまして、各施設参考資料集の冊子でございます。皆さまお持ちでいらっしゃいますでしょうか。はい。有難うございます。

それでは、まずは、本委員会の設置についてご説明いたします。資料1をご覧ください。こちら泉佐野市指定管理者制度評価委員会要綱になりまして、これは、本委員会の設置根拠となるものでございます。第1条にございますように、公の施設の指定管理者について、適正かつ確実な管理運営を確保するとともに、指定管理者の業務改善及び市民サービスの向上に資するため、管理運営状況についての評価を実施する指定管理者制度評価委員会を置くというふうにさせていただきます。

なお、委員会要綱第3条第3項に基づきまして、委員長にはこちらにいらっしゃいます安場先生をお願いしております。組織としまして、委員会は、委員10名以内ということで、本日は6名の委員の皆様にご委嘱をさせていただきます。お越しいただいております。委員長につきましては、委員のうちから1名を市長が任命するということとして、安場委員長をお願いをさせていただきます。続きまして、各委員の方々のご紹介をさせていただきます。改めまして、大阪体育大学教授の安場敬祐委員長でございます。

◎委員長：安場でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎事務局：弁護士の方井太志委員でございます。

◎委員：向井でございます。よろしくお願いいたします。

◎事務局：公認会計士の浅沼由希子委員でございます。

◎委員：浅沼でございます。よろしくお願いいたします。

◎事務局：泉佐野市体育協会会長の清水猛委員でございます。

◎委員：よろしくお願いいたします。

◎事務局：泉佐野市長生会連合会会長の滝本岩男委員でございます。

◎委員：滝本です。よろしくお願いいたします。

◎事務局：泉佐野市町会連合会会長の田中貢委員でございます。

◎委員：田中です。よろしくお願いしときます。

◎事務局：それでは、ここで委員長の安場先生より、ひと言ご挨拶のほうをいただきたいと存じます。安場委員長よろしくお願いいたします。

◎委員長：皆さんこんにちは。今回委員長を務めさせていただくこととなりました安場でございます。本日の会議は、お互いに忌憚のない意見を出し合っただきまして、よりよい会議にしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。あいさつはこれぐらいで、短めで。よろしくお願いいたします。

◎事務局：有難うございました。引き続きまして、市の出席者の紹介をさせていただきます。改めまして、副市長の八島でございます。

◎副市長：八島でございます。どうぞよろしくお願いします。

◎事務局：市長公室長の北川でございます。

◎市長公室長：北川でございます。本日はよろしくお願いします。

◎事務局：事務局としまして行財政管理課長の河野でございます。

◎行財政管理課長：河野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎事務局：同じく主幹の川口でございます。

◎行財政管理課主幹：川口でございます。よろしくお願いします。

◎行財政管理課主幹：そして私、古谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それではこの後、議事に入ります前に、今回評価対象となっております施設について、どのような施設かということ、既に行ったことがあるとかいうことをご存知の委員様もいらっしゃるかもしれませんが、これまでの委員会でも事前に施設を見ていただきイメージしやすいというご意見も頂戴しておりましたので、今回の対象施設の5箇所のうち、ちょっと時間の都合もございまして、すべての施設は回れないんですけれども、市立社会福祉センター・老人福祉センターの合築施設と泉佐野南部公園。この2箇所について、現地へ赴いてご覧いただいたのちに、議事に入らせていただきたいと存じます。また現地に行けない施設については、後ほど写真などを見ていただきながら、施設の概要の方を説明させていただきたいと思っております。それでは、下のほうに車を用意しておりますので、1階の玄関前の方へ降りていただきまして、皆様と一緒にご移動させていただきたいと思っております。

(玄関前へ移動)

【市立社会福祉センター・老人福祉センター、泉佐野南部公園を現地視察】

【現地視察から戻って】

◎事務局：それでは皆様お疲れ様でございました。雨の中どうも有難うございました。現地の回れるところを見ていただきましたけれども、これから議事の

方に入らせていただきたいと思います。以後の進行につきましては委員長にお願いいたします。では安場委員長よろしくお願いたします。

◎**委員長**：よろしくお願いたします。それでは、議事をはじめの前に、本委員会の情報公開について、説明を求めます。

◎**事務局**：はい、本市では、市政に対する市民の理解、また、市民との信頼を深めることを目的といたしまして、審議会や委員会などの会議につきましては、個人に関する情報などを審議する場合を除きまして、原則公開としております。本委員会も、傍聴できる旨をホームページでアナウンスしてございまして、また、会議の記録を作成いたしまして、後にホームページ上に載せる予定としております。なお、掲載する際には個人名ではなく、委員長、委員、事務局、担当課、役職というようなかたちで発言要旨をまとめたいと考えております。以上でございます。

◎**委員長**：はい。有難うございました。委員の皆様よろしいでしょうか。（了解の声）続きまして、本日の評価の流れ、対象施設、評価の内容について説明を求めます。

◎**事務局**：それでは、流れについてご説明いたします。座って説明させていただきます。まずは資料2をご覧ください。指定管理者制度導入施設の管理運営の評価指針となりまして、こちらの2評価の流れについて、この中段にありますフローチャートをご覧ください。まず、指定管理者による自己評価が事業報告書や満足度調査とともに施設の担当課の方に報告されます。次に、施設担当課で、それらを分析し、評価し、コメントを記入いたします。これを受けまして、副市長及び各施設担当部長から構成する市の内部組織であります指定管理者審査委員会において、総合的に判断し、市の評価として決定いたします。そして、行政の外部の方々を委員としております本指定管理者制度評価委員会により外部評価を受けまして、最終的には議会への報告をするというかたちになります。また、具体的な評価につきましては、裏面の2ページのほうですね、こちらの上段の表にございますように、各評価項目においての評価の視点を踏まえ、次の4の評価ランクにありますように、仕様書などを上回っていると、特に優れているということで「5」の評価、仕様書などをやや上回っていると、優れているということで「4」の評価、仕様書どおりですと良好であるということで「3」の評価、仕様書などをやや下回っていると、一部、良好でないということで「2」の評価、仕様書などを下回っていると良好でないということで「1」の評価というような5段階の表記で評価の方を行います。続いて、資料3をご覧ください。こちらは評価一覧表になりまして、これは、本委員会において外部評価をしていただく対象施設5箇所についての一覧表となっております。後ほど説明いたしますが、各施設の評価シートを取りまとめた表でございます。

ここで1点資料の訂正がございます。2番目の社会福祉センター・老人福祉センターの選定方式の真ん中のところがございますが、こちらの方が公募となっておりますかと思うんですが、こちら随意選定の誤りでございました。訂正してお詫びいたします。それでは、この一覧表のつくりでございますが、それぞれの指定管理施設ごとに左側にナンバーをふってありまして、その右に担当課名、その横に施設名、指定管理者の名称、選定方式、評価区分で、自己評価というのは指定管理者の自己評価になりまして、市の評価は、先ほど申しあげました市内部組織の指定管理者審査委員会で決定した市の評価ということになっております。評価は運営業務、維持管理、利用状況、収入状況、収支状況、運営体制、独自の取組、この7つの区分毎に1から5までの評価を入れまして、評価結果は総合評価になりまして、7つの区分の平均値を四捨五入により整数値としたものでございます。各項目の評価ランクでございますが、先ほど評価の流れでもご説明しましたように、5段階のうち3が良好でちょうど中間ですね、概ね仕様書どおり、また4は優れている。5は特に優れている。逆に2は一部良好でない、1は良好でないというランクでございます。各施設自己評価、市の評価の下の段には、前回、平成29年度に外部評価の方を実施しました時のその時の自己評価、市の評価を記載しております。各施設が一番下の欄は、前回の外部評価、この本委員会での最終評価となります。裏面のN0.5の泉佐野南部公園につきましては、今回が初めての外部評価ということになります。次に、資料4でございますが、こちらの方は各施設の評価シートでございまして、今の一覧の元の内容となっているものでございます。例として1ページをおめくりいただきまして、先ほどの7つの区分に対応する評価が一番右の欄にございます。左から、自己評価、市の評価、それから本委員会で決定した評価が最後に右端に入ることとなります。2ページを開いていただきまして下段の段から二つ目のところをご覧くださいますと、①市の評価とございます。こちらは、市の総合評価と所見を記載しております。その下の②指定管理者制度評価委員会の評価というところは本委員会での評価結果を最後に入れるかたちとなります。以下、各施設について、同様の様式で続いてございます。次に、資料5の方ですが、こちらの方は評価点の主な理由ということで、7つの評価区分の自己評価、市の評価についてそれぞれ、その評価点を入れた理由について記載した表でございます。例として1ページをめくっていただきまして、上段には4つの区分、下の段には3つの評価区分を掲載してありまして、各区分の上から、自己評価点、評価点の理由、その下に施設担当課の自己評価となっておりますが、これはイコール市の評価ということになっております。その評価点をつけた理由がそこに記載されてありまして、一番下の欄につきましては指定管理者の評価と市の評価が異なる場合に、その理由が記載されております。以下、各施設につ

いて5箇所分が綴られております。これらは、委員の皆様が評価を決定する際の参考としていただければと思います。次に、資料6の一覧表になりますが、こちらは各施設の過去の評価や利用者人数や収支状況など主な数値的なデータを並べたものでございます。次に、資料7としましては、冊子となっておりますけれども、各施設の仕様書や協定書、事業報告などの写しということになっておりまして、こちらも、評価内容を確認する際の参考資料としてつけさせていただいたものでございます。評価の流れ、対象施設、評価の内容についての説明は以上になります。よろしく申し上げます。

◎委員長：はい。ここまでで、何か質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、会議の進め方ですが、施設ごとに事務局から市の評価の説明を受けた後、皆様からご意見をいただき、委員会としての評価ランクを7つの区分の評価項目について1つずつ確認をさせていただくといたかたちで進めますがよろしいでしょうか。（了解の声）ちょっと時間はかかりますが丁寧にやりたいと思います。よろしくお願いたします。

【泉佐野市立かんがい排水施設】

◎事務局：それでは一つ目よろしいでしょうか。

◎委員長：よろしくお願いたします。

◎事務局：一つ目の泉佐野市立かんがい排水施設のご説明をさせていただきます。資料3では一番上のところにあります、資料4では1ページ～2ページにございます。資料5の方は1ページの方をご覧くださいまして、資料6は一番上の段になります。

この施設については、農業用水を供給するパイプラインシステムの管理運営を行う施設となっております。事業の特殊性から随意選定による指定管理者の指定を行っています。指定管理者は、泉佐野市用水運営協議会となっております。平成18年度から指定管理期間が始まり、今回の外部評価は4回目となります。現在の指定期間は令和2年度から令和6年度の5年間ということで、今回は、令和2年度からの新たな指定期間の3年目ということで外部評価対象となっております。施設については、少しわかりにくい施設ですので、皆様お手元に配っておりますパンフレット「くらしと産業をささえる水」というものですね、こちらをご覧くださいながら、ご説明の方をさせていただきたいと思っております。開いていただきまして図が示されたものになりますけれども、こちらが泉佐野市全体の農業用パイプラインのルートが記されたものでございます。こちらに赤い線、青い線、緑の線、オレンジ色の線がありますが、これらは、元々全体を大阪府営事業で整備されていまして、そのうち、右の下の

方にあります緑で囲った部分ですね、こちらの新滝の池という池を水源とした、ここから伸びております赤い線と、その先の青い線のパイプラインですね、こちらのほうは、大阪府から泉佐野市へ移管されまして市の施設となったもので、今回の指定管理施設として管理している部分ということになります。一方で先ほどの新滝の池のから右上の方に行っていたいた大きな池ですね、稲倉池とございますけれども、それからその左上の方に行っていたいたもう一つ大きな大池と書いた池がございますけれども、この二つを水源とした緑色の線、オレンジ色の線で繋がっているパイプラインですけど、こちらの施設の所有は大阪府のままになっておりまして、これを泉佐野市が大阪府から管理委託を受けております。これを農業用水合理化事業のパイプラインということで委託の方を受けておりまして、先ほどの赤と青の指定管理の部分といずれの部分についても、市からの指定管理の部分と管理委託の部分ということで、それを一手に泉佐野市用水運営協議会が受けているというようなことになっております。ですのでもっと委託部分と指定管理の部分とが混在しているようなかたちになるんですけれども、今回の評価の対象となるのは、指定管理の部分ということで下の方の部分ということになります。ちょっとややこしいんですけれども、評価のほうに戻りまして、まず評価一覧表で見させていただきますと、全体としまして、自己評価と市の評価の不一致箇所は②の利用状況で市の評価が自己評価より1ポイント低くなっております。また、自己評価、市の評価で前回の外部評価時と比べますと差異があったのは、②の利用状況の部分で自己評価が1ポイント上がっております。それと運営体制のところでは自己評価、市の評価ともに評価「2」から「3」へと1ポイント上がっております。それでは個々の項目を説明いたします。資料4の方をご覧くださいまして1ページ①a施設の運営業務では、こちらは特に問題なく年間を通じて農業用水を円滑に供給できたということで、自己評価、市の評価ともに「3」ということにしております。次の下の段の①b施設の維持管理業務では、保守点検等の例年の点検やパイプラインの保全についても、適宜対応し、適切な維持管理を行ったことから評価は自己評価、市の評価ともに「3」としてしております。その下の②利用状況では、令和3年度が8月以降も雨が降ったことから12月まで使用できたとして、指定管理者の自己評価は「4」の評価でありましたが、これは天候の影響の部分でありまして、特に指定管理者の努力によるのではなく、田植期の利用は通常どおりの運用であったということから、市の評価は1ポイント下げて「3」としてあります。その下の③a収入状況では、利用者、ここでは会員の規模には変動はなく、繰入金の部分で前年度から見ると約650万円ほど減少しております。この施設では、事前のご質問でもございましたが、市からの指定管理料の支出はなく、歳出に対して、会員からの利用料金等の収入で不足する部分については、

本体で持っています基金からの繰入金を入れて収支均衡としておりまして、令和 3 年度は前年度に比べて歳出が少なかったため、不足分も少なくなり、繰入金が減少しているということになっております。利用料金は例年どおり収入していることから市の評価は「3」ということになっております。その下の③の収支状況ですが、支出のうち負担金のところについては、パイプラインの改修工事を計画的に実施する府営ストックマネジメント事業に係る地元負担金となっております。毎年多少の増減がありますが、概ね 1,000 万円前後の負担金の支出があるところなんです。令和 3 年度につきましては、予定していた工事が資材不足等により施行できなかった箇所もあり、例年よりも大幅に減少しました。それ以外の支出は例年並みで適正な範囲であるとして市の評価は「3」ということで評価をしております。次の一番下④の運営体制ですが、前回外部評価時の評価では「2」となっておりました。この時は、職員の欠員により配置人数が減少していたことによる結果でありましたが、それ以降、元の配置人数となり適切な配置となっているため、今回の評価は自己評価、市の評価ともに「3」ということになっております。2 ページに移りまして、⑤独自の取組状況に関しては、例年通り、各地域の利用者の代表で組織する水利委員会を定期開催し、限られた水資源を有効活用でき、適切であったとして評価は「3」としてしております。下から 2 段目の①市の評価のところですが、7 項目中すべて「3」の評価となりまして、総合評価も「3」となります。所見欄のコメントですが、これにつきましては、最終的には議会報告、公表の際に外部評価の結果と併せて各項目の評価点・総合評価所見を一覧表にして掲載するかたちになっておりますので、ご了承願います。読み上げますと、『農業用水の供給は天候などの自然条件に左右されるものであるが、地元水利団体との協議を円滑に進め、1 年を通しての用水安定供給を実現した。また、事務運営の適切化や大阪府と連携した老朽化対策など補助事業を活用するなど前向きな姿勢が見られる。』としております。以上が「泉佐野市立かんがい排水施設」についての説明となります。よろしく願います。

◎**委員長**：はい。有難うございました。そうしましたらここから質疑に移りたいと思いますが、委員の方から何かありませんでしょうか。最初の質問は一つだけはしまししょうか。一つ目の質問は私の方からしますが、収入には会員からの利用料金とありますけれども、これは固定的な収入ということになるのでしょうか。今後、増減の見込みというのはいかがなものでしょうか。

◎**農林水産課長**：会員様からの利用料金ということで、ほ場の面積に合わせて一反あたり単価 2,200 円いただいているという状況で。今後、だんだん農地が少なくなっていけば、これも下がっていくかなと考えられます。

◎**委員長**：下がっていく可能性があるということですね。

◎農林水産課長：そうです。

◎委員長：ということですが、他ありませんでしょうか。

◎委員：事前質問にも出ているようなんですけど、収入と支出に出てくる負担金についてもう少しお聞きしたい。ざっと説明があって、すいません私がついていけなかったんですけども。そもそも、今おっしゃってる利用料金はこのかんがい用水を使っている基本的には農家さんが会員で、この会員から利用料をもらっているという主旨ですよね。それとは別に負担金というのが生じるんだって言って、これは時と場合によるんだってことだと思うんですが、ここに出てくる負担金っていうのは収入の面で言うとういうものになるんですか。

◎農林水産課長：施設が出来まして年数が経ちまして老朽化が顕著に出ているところがございます。この老朽化しているところの管のやりかえ分を大阪府の府営事業で行っているわけなんですけども。地元の負担金として徴収している額が、この負担金という金額になっております。

◎委員：地元のっていうのが分かりにくいなと思ったんですけどね。その施設を使っていない、例えばそのエリアに住んでいる人達が負担するんですか。それとも、基本的には会員さんのことを言っているんですか。それとも、それとは別の地元の自治会のようなものを言っているんですか。

◎農林水産課長：泉佐野市には7つの土地改良区と4つの水利組合がございます。この用水運営協議会、かんがい排水施設に携わっているのが6改良区、3水利とあと田尻町も関わっているというところがございます。そのところで面積割に応じて負担金を徴収させていただいているというところが実状でございます。

◎委員：直感的に施設、設備の維持管理が大変なんだろうなと思うわけなんです。延長距離も長いし。途中で漏れてもいいというものでもないのですね。絶対に安全でしかも確実なものじゃいけないっていうものだと思うんですけど。わかりにくかったのが、府のっておっしゃってましたが、設備自体が市の所有物ではないんですか。ここに出てる指定管理者に市が委託している部分については市の行政財産というわけではないんですか。

◎農林水産課長：こちらの方は市の行政財産なんですけれども、元々、府営でやっていただいた分については国の国庫補助金並びに大阪府の補助金等をいただけるといふ府営事業でやっていただける。規模によって府営事業にかかるかどうか、大方この用水運営協議会の部分につきましては府営事業でやっていただく。急な突発な事故等につきましては用水運営協議会の自己資金で修繕をしているという状況です。

◎委員：最後なんですけど。公の財産についてですけど。維持管理する費用をね、府とか国から補助金が出るっていうのはわかるんですけど、外部の人から

の集めたお金で修繕をしていくっていうのが、当たり前みたいに議論されているんですけども、それは何ら問題ないことなのかなっていうところなんですけどね。

◎**農林水産課長**：いわゆる農業用施設の老朽分に対しての更新工事につきましては、土地改良法の中で農業施設について国の補助が受けれますよというかたちのものがございますので。その補助に対して国から 100%の補助っていうのはございません。地元の負担を国が 50%、府が 15%、残り 35%を市と改良区の用水運営協議会の方で負担をしているというかたちで成り立っているという事業なんですけども。

◎**委員**：指定管理者が一旦収入として取り込んだものを、また負担金として支出するっていうのがわかりにくいなと。地元の改良区とかが負担するんだったら直接支出するのならわかるんですけど。一旦、指定管理者で用水運営協議会の方に吸い上げてっていうか入れて、それを出しているっていうふうにこの書きぶりだと読めるんですけども、そういう理解でよろしいんですか。

◎**農林水産課長**：そうです。

◎**委員**：私の素朴な疑問で聞いただけです。

◎**委員**：この施設ですけどね。パイプラインと書いてるんですけども。農業用水って側溝みたいなイメージがあったんですけども、やっぱり管も入れてるんですか。

◎**農林水産課長**：近年、農業用水っていうのは側溝とかね、あるんですけども、かなり住宅とかが建ってきてまして、上の方、上之郷の池ですのでそういう生活排水とか入っていない状況の水を供給させていただくというのが一つと、あと安定的に水を配るという目的でこういう施設が作られているというところがございます。

◎**委員**：支出のところで工事費が減ったからといって支出が少なかったんですけども。パイプラインっていうか管を入れているんやったらね、上水の方でも耐久年度が経って老朽化して管の維持管理が大変な状態になっているのを聞くんですけども。その辺で考えるとこのあたりの金で維持管理はやっていけるもんなんですか。

◎**農林水産課長**：府営事業で管の老朽化の機能診断をさせていただいて、早急にやらなければならない水路の用水パイプラインであるとかを抽出した中で、今年度、低いつていうのが4期の終わりが令和4年度で終わるんですけども、令和5・6年度で新しくパイプラインのやり替えを考えております。その施設をするのに機能診断をして、それから実施設計・詳細設計をさせていただいてというところがありますので、工事費の変動というのが年によって変わっていくというのが実情でございます。

◎委員：そこがね、先ほど金の出所みたいな話があったんで。負担金を誰がもってるのかという話になってきたときにね、今後の維持管理っていうのは継続的に安定的に出来るのかなっていうのが気になってるんですけど。

◎農林水産課長：ある一定、この工事をしますっていうときに、地権者さんっていうか農家の方にこういうことをしますよって同意を取るんです。それに全員の同意が得られればそういう工事ができる法手続きになります。

◎委員：そこで負担金とかをもらう話になるんですか。

◎農林水産課長：そうですね。

◎委員：事業報告書の収支の状況のところを見ておるんですが、いま府営事業で補助金とか補助事業を積極的に活用するなど、前向きな姿勢で取り組まれているっていうふうに市の評価でおっしゃられていたかと思うんですけども、補助金の収入自体が収入には上がっていないように見受けられるんですが、それはどういうことかご説明いただいてもよろしいでしょうか。

◎農林水産課長：用水運営協議会の中で一括してそういう補助金を受けたり出したりさせていただいているところがございます。補助金の入というのは、大阪府営事業で事業をしますので用水運営協議会にしても市にしても府営事業にお金をお支払いするというかたちで、うちの方としては補助金といいますか…

◎委員：受ける方ではないということですね。

◎農林水産課長：そうです。事業主体が大阪府でございますので、大阪府の方に補助金が入ってそこに地元の方の徴収をこちらから拠出しているというかたちになってございます。

◎委員：もう一点よろしいですか。基金繰入金というのがあがっているかと思えます。それに対応するかたちで支出にも積立金というものがあがっております。この基金であつたり積立金ってところの内容であつたり、目的といったところを教えてくださいませんか。

◎農林水産課長：実はかんがい排水だけでは賄えない部分があるんです。その部分については用水さんの方から事業の手助けをしていただくっていうのが、この基金の繰入金というかたちになります。ひとつ用水運営協議会というのがございまして、その中に一番最初に事務局の方から説明していただいたとおり、合理化事業とかんがい排水事業というのがございまして。かんがい排水事業の中でどうしても足りない部分っていうのを用水運営の方から助けていただいているっていうのがこの基金の繰入金というかたちになります。

◎委員：協議会の方で積立られた基金ということですね。

◎農林水産課長：用水運営協議会のなかで積立てた基金を使わなければならないところもあるんですけども、ある程度、用水運営協議会っていうのが結構資金が潤沢といいますか、入ってくるもので、そこから助けていただいているよ

うな状況でございます。

◎委員：基金繰入金を除くと恐らく単年度で見ると赤字になっているということですね。その分を基金から補填してもらって、いま積立も一部できているということですね。

◎委員長：よろしいでしょうか。時間の方がありませんので、これで質疑の方は終わらせていただいて、評価の方に入りたいと思います。まず最初の運営業務についてですが、自己評価「3」市の評価「3」、評価委員会としては同じく「3」でよろしいでしょうか。（賛同の声）「3」ということをお願いします。利用状況については自己評価「4」市の評価「3」ということになっておりますが、これも「3」でよろしいでしょうか。（賛同の声）

◎事務局：委員長、維持管理のところか…

◎委員長：維持管理…、そうですね。では、維持管理については、自己評価「3」市の評価「3」ということで、これも同じく「3」でよろしいでしょうか。（賛同の声）ちょっとチェックだけしますよ。運営業務が「3」、維持管理業務が「3」、利用状況が「3」。収入状況については、毎年赤字になるんやなあ。「3」でよろしいでしょうか。これは浅沼委員からしたら「2」くらいかな。いかがでしょうか。

◎委員：もともとの仕様書でこういう収支になりますっていうことを、指定管理者自身に一定の支出をしてもらわないと回りませんよっていう前提の仕様になっているんですか。

◎委員：そうですね。仕様がどうなっているか。もともとの市の考え方がどうなってるかというところにあるのかなとはまず思います。

◎にぎわい創生担当理事：確かにかんがい排水だけで見ると、収入に対して支出が多いとなってくるんですけども、用水運営協議会全体でかんがいであって合理化用水の方と一緒に一体で運営されてるんで、だから指定管理の出し方が市の施設やから片一方を出してる、こっちは府の施設やから委託で受けてるってかたちになってる。そこがちょっと皆さんの腑に落ちない点かと思うんですけど。用水運営協議会全体を見ますと運営の方はしっかりしていただいているというかたちで市としては考えているところなんですけども。

◎委員：おそらく最初からそういう設計の元で走られているといったところが今あるのかなと思って聞いておりました。なのでそれを踏まえたうえでの評価になるかなと思いますんで。

◎委員長：指定管理に出す段階からの設計上の問題ということやね。

◎委員：そうですね。

◎委員長：いま現時点での指定管理の状況としたら、何とか走れているかという感じですかね。

◎委員：指定管理者の努力によって収入を増加をできるようなところはあまり余地がないというところですかね。

◎委員長：「3」ていうところでよろしいでしょうか。（賛同の声）収入状況「3」、収支状況「3」ということでよろしいでしょうか。（賛同の声）運営体制ですが、これは一時2名という問題があったんですけれども3名になったんですね。

◎農林水産課長：3名でございます。

◎委員長：3名で適切と考えている？

◎農林水産課長：3名で何とかギリギリ運営できるかなということで。

◎委員長：これは「3」ということでよろしいでしょうか。（賛同の声）その次は独自の取組の部分ですが、独自ってなかなか出せんよね。これはもう「3」ということでよろしいでしょうか（賛同の声）総合は「3」になるのかな。

◎事務局：トータルでいきましたら平均で「3」ということで。

◎委員長：総合評価は「3」ということでよろしくお願いします。ちょっとややこしいね、この施設はね。じゃあ、かんがい排水施設については、以上をもって終了したいと思います。有難うございました。

【泉佐野市立社会福祉センター・老人福祉センター】

◎委員長：続いて、泉佐野市立社会福祉センター・老人福祉センターについて説明を求めます。

◎事務局：では、泉佐野市立社会福祉センター・老人福祉センターについてご説明いたします。資料3の一覧表は2番目のところになりまして、資料4につきましては3ページ～5ページになります。この施設につきましては、継続施設でございまして、先ほど見ていただいた施設になりますけれども、平成18年度に随意選定により社会福祉法人泉佐野市社会福祉協議会を指定管理者としまして指定管理が開始されておりまして、今期で4クール目の3年目になります。今回、自己評価と市の評価の不一致箇所はございませんでしたが、前回の外部評価時と比べますと、運営体制の部分が、自己評価、市の評価ともに1ポイント下がっておりまして、総合評価も前回は「4」でありましたが、今回は「3」ということで1ポイント下げております。それでは個々のご説明をいたします。3ページ2段目のところですが①a施設の運營業務ですが、新型コロナウイルス感染拡大の影響をうけて、令和3年度の4月～9月の半年間につきましては老人福祉センターでは利用停止、クラブ教室についてはこちらも4月～9月の6ヶ月間、各クラブで休止をしていたため、利用者については新型コロナウイルス感染の拡大前から比べると大幅な減少となっています。次に5ページをご覧ください、上の段に満足度評価がございましてけれども、このような状況の中で満足度で見ますと、

大変満足、やや満足の合計では 76.1%と適正な範囲であったと判断しております。3 ページへもう一度お戻りいただきまして、よって、この管理運営のところでは、自己評価、市の評価ともに「3」の評価としております。①のb施設の維持管理業務では、施設の保守点検や修理等については、可能な限り外注せず、職員が自前で実施し、経費節減に努めている点や、耐用年数の経過した器具の省エネ器具への変更、障害者、高齢者にとって不便な箇所のバリアフリー化など、仕様以上の維持管理業務を行っているところから自己評価、市の評価ともに「4」と評価としております。次の②利用状況では、老人福祉センターの利用制限・停止や、クラブ活動についての制限・停止の影響で、新型コロナ感染拡大前の令和元年度と比べると、老人福祉センター利用者では令和2年度でマイナス 8,586 人、令和3年度ではマイナス 9,688 人と、クラブ活動関係では令和2年度で 10,709 人減少、令和3年度では、11,773 人の減少と大幅な減少となっております。しかしながら、これは他の施設でも言えることですが、基本的に新型コロナの影響により減少となっている部分もありまして、数値が減少したことで一部良好でないとして直ちに評価を「2」とするのではなく、一定数の数値を保っているということで、コロナ禍の中で適正な範囲であるとみて評価の方は「3」としてあります。4 ページに移りまして、③a 収入状況では、こちらは新型コロナ感染拡大により、利用者数が影響を受けるものの、指定管理料以外の収入のうち使用料については、この施設ではほとんどの利用が減免対象ということになっておりまして、収入面ではほとんど影響を受けていない状況でございます。従いまして、収入状況としては適正な範囲であるとして、自己評価、市の評価ともに「3」としてしております。次の③b 収支状況では、支出面において、LED 電球の導入や、空調の風量調整などによりまして経費節減に努めており光熱費は効率的な運用が出来ていると見受けられます。また、設備の改修等は、可能な限り外注せず、自前で実施することで経費を抑え、特に、令和3年度からは共同浴場へのシャトルバスの運行業務において、運行方法の見直しにより前年比で約 160 万円ほどの経費削減となったこともあり、事業費の部分では前年比で 1,576 千円の減少となりまして、収支は 3,207 千円の黒字となりました。というところから非常に効率的な運用を行っているということから、自己評価、市の評価ともに評価は「4」としてしております。次の④運営体制では、仕様どおり管理職を 1 名と係員を 2 名配置しております。前回の外部評価では、これに加えて、電気工事関係の有資格者の選任などを仕様書以上ということで、評価は「4」としておりましたが、今回は人員の入れ替わりにより、そこまでの有資格者の配置ではなくなっているところから、適正な範囲であるということで、自己評価、市の評価ともに評価は「3」としてしております。⑤独自事業の取組状況では、老人福祉センターロビーの壁面にギャラリーを開設したり、介護予

防や引きこもり予防などの高齢者向けの取り組みが充実していることや、無料Wi-Fiの設置、駐輪場、駐車場への防犯カメラの設置など、利用者の利便性、安全性の向上のための独自の取り組みを積極的に多数行っていることから評価は「4」としております。5ページに移りまして、下から2段目の市の評価ですが、7項目中3項目で「4」の評価、4項目で「3」の評価となりまして、平均値の整数値としましては、総合評価は「3」となります。所見欄のコメントですが、『施設の維持管理においては利用者の協力も得ながら着実に経費節減の実績をあげている。また指定管理者として、毎年利用者に親しみやすいイベントを企画したり、経費節減の取り組みとして蛍光灯などをLEDへ切り替えたり、新型コロナウイルス感染症対策のための検温器を設置したり、リモート会議やインターネットを利用した情報の取得のために無料Wi-Fiを設置したりするなど、利用者側に立った施設の管理運営は評価できる。』としております。以上が「泉佐野市立社会福祉センター・老人福祉センター」についての説明となります。よろしく願いいたします。

◎**委員長**：有難うございました。そうしましたら質疑に入ります。何かございませんでしょうか。まず一つ目は私の方からですが、利用者数ですけれども、令和元年から2年にかけても減少しているということでしたけれども、これもコロナの影響ということでしょうか。

◎**地域共生推進課主任**：令和2年度につきましても、具体的には令和2年4月1日から6月13日、令和2年12月1日から令和3年の2月末日、3月30日・31日と利用を停止していた期間がございました。

◎**委員長**：はい、わかりました。有難うございました。もう一つですが、令和3年度の4月から9月の間、老人福祉センターの利用を中止していたということですが、何か感染対策をする中でこれに代わる形のものっていう取り組みはあったのでしょうか。

◎**地域共生推進課主任**：社会福祉センターとして、特別な家庭での活動なりそれに対する取り組みは積極的には行っておりませんでした。しかし、社会福祉協議会法人全体としまして、社協だよりを使って自宅でできる体操の掲載を行ったり、令和2年初旬から行われている社会福祉協議会の特例貸付と生活困窮の相談で業務負担が増していた時に、社会福祉センターは直接の窓口対応は行っていませんでしたが、社会福祉協議会で用いる窓口用の透明のパネルの製作やアルコール除菌など設備の面で補助をしていたと聞いています。

◎**委員長**：間接的な準備であるとか、そういうことに時間を費やしていたということですね。他の委員からはございませんでしょうか。

◎**委員**：今、相談業務について少しお話ありましたけれども、この休館の時には電話とかでの相談業務とかは実施はされていたということですか。

◎**地域共生推進課長**：相談業務は社会福祉協議会がやっている事業でして、社会福祉センター・老人福祉センターとはまた別の事業になりますので、指定管理を委託している部分に関しましては老人福祉センター・社会福祉センターになりまして、その中で社会福祉協議会の事務所を行政財産使用許可をして貸しているんですけれども、その社会福祉協議会の主管の事業として相談事業をやっています。

◎**委員**：相談のところなんですけどね、報告書の 25 ページなんですけれども。今日は施設を見せてもらったら、相談コーナーとかちゃんとした設備が出来ていてですね、ちゃんと受入れをやってるんやなと思ったんですけど、報告書のここの相談件数のところが全部ゼロなんですけど、これは報告間違いなんですかね。

◎**地域共生推進課長**：25 ページの？

◎**委員**：そうです、5 番の福祉相談のところですね。月別に全部あるんですけど全部ゼロなんですよ。

◎**地域共生推進課長**：福祉センターも福祉相談っていうのを以前やっておったんですけれども、今、市の相談業務は社会福祉協議会さんの方で包括支援センターとして相談業務をやってまして、相談業務は包括支援センターの方にご案内しますので、福祉センターでやってる相談は今のところですね、大体ゼロに近いかたちになっています。

◎**委員**：包括支援センターっていうのは、社会福祉センターとはまた別？

◎**地域共生推進課長**：別です。社会福祉協議会さんに指定管理をだしてまして福祉センターを運営していただいているんですけど、それとは別に社会福祉協議会さんの事務所がそこに入っておりますので、そこで相談業務を市が委託してまた別途やってるかたちになります。

◎**委員**：ということは、仕様書というか業務内容にはこの 25 ページのいうね福祉相談っていうのは、仕様書的にはない話なんです。僕も仕様書はそこまで細かく見てないので、把握してないんですけども。報告書にあがってるということは仕様書に書いているのかなというイメージで聞いたんです。

◎**地域共生推進課長**：仕様書には今はもうなくて、特にこちらからは委託していません。

◎**委員**：そしたら私が思うのには福祉相談の件数というのは無視するというか、除外してもいいということですね？

◎**地域共生推進課長**：はい。

◎**委員**：わかりました。

◎**委員長**：よろしいですか。ちょっと整理するけども、社会福祉センターと老人福祉センターを指定管理で出した。これを管理運営するために職員が管理者

1人と従事者2人で3人がやってるということでいいわけですね。それ以外に今日、視察で行ったときに相談件数4,000件とか1,000件とかいうのは社協が行う本来の事業でのサービスであるということで、その部分については特段何の縛りもないということでいいんですね。

◎地域共生推進課長：また別途市が委託している、社会福祉協議会さんに別で委託している相談事業になります。

◎委員長：別の委託事業ですね。

◎地域共生推進課長：はい、指定管理をしている部分ではございません。

◎委員長：ちょっとややこしいですね。

◎委員：相談業務というのは指定管理業務からは外れということやね。包括支援センターの方に全部いっちゃうということは。

◎地域共生推進課長：はい。

◎委員長：あの地域包括支援センターは介護保険事業？一部介護保険事業ということ。

◎地域共生推進課長：主に相談事業といろんな介護予防です。

◎委員長：いや相談事業・介護予防じゃない。地域包括支援センターっていうのは介護保険事業ですよ。だから介護保険課が委託を出したものですよ。

◎地域共生推進課長：いえ、地域共生推進課の方で委託してます。

◎事務局：補足ですが、介護保険事業で出してる高齢者の包括支援センターっていう部分とその他の相談業務を一手に包括支援センターとしていま受けていただいておりますっていうことです。一部介護保険事業の包括支援センターという部分が入っているということです。

◎委員長：だからいろんなのが混在してるんですよ。

◎事務局：先ほど施設に行っていたときに事務局長の方が説明いただいた多くの相談部分というのは社会福祉協議会として受けている、指定管理業務とは別の事業にはなるんですけども、中では関連性もあるというところで。そういうご説明で色々な事業のご説明をいただいたところなんですけども。実際には指定管理業務としては福祉センターの施設の管理部分ですね、そういう部分と後は長生会さんであったり老人福祉センターのところのいろんな活動、その中では機関誌の発行とかそういう業務が仕様になっているというようなことですので、ちょっと混同してしまいがちなんですけども。ちょっと説明がややこしかったので。そこはちょっと申し訳なかったです。

◎委員長：あくまでもこの収支は、指定管理料に関しての収支が出てるだけっていうことですね。だから介護保険事業で利益を上げた分はここには出てこないってことやね。これ以外に収入が出てくるんですよ。相談一件いくらっていう。ケアプランを作っていくらとかね。

◎委員：あくまでもこれは指定管理事業の収支報告なんで、今は指定管理料で本当にどういうふうにか経費が発生したかっていう報告だと思いますね。今の報告でこれは大丈夫かなと思います。

◎委員長：そのほか何かありませんでしょうか。

◎委員：私の方から1点よろしいですか。収支の報告の方を見ておりますと事業報告書の26ページですね。あと評価書の4ページの収支の状況のところをご覧いただければいいと思いますが、事業費の方が令和2年度から半分ぐらい減少しているという状況があるかと思えます。26ページの収支が決算書の方を見ますと、おそらく予算額からも大きく減少している状況です。おそらく委託料が影響出ているのかなと思うんですけども、どういった理由で事業費が令和3年度減少しているか、先ほどLEDに変えたりとか光熱費の削減とかってお話がありましたけれども、それだけの影響でこんなに半分まで減るのかっていったところをご説明いただいてもよろしいでしょうか。

◎地域共生推進課長：委託料につきましては、福祉センターから市の経営する扇湯という共同浴場までのシャトルバスを運行している部分を委託しております、その委託料を指定管理料に上乗せしてたんですけども、3年度から運行方法を変更いたしまして、経費削減に努めていただきまして160万程の削減に至った関係で、事業費が減少しております。

◎委員：運行方法の変更ということで、委託ではなくなったということですか？

◎地域共生推進課長：そうですね。バス会社に委託してたんですけど、社会福祉協議会さんの方で車をリースしまして、運転手さんの方は委託して、で運行事業の経費削減に努めていただきました。

◎委員：その分、ちょっと運転手さんの分の人件費が収支報告の人件費の中に含まれるようにかたちになるってことですかね。

◎地域共生推進課長：運転手の分は委託料の方で全額ですね。

◎委員：わかりました。

◎委員長：その他、ございませんでしょうか。ないようでしたら評価の方に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。それでは施設の運営業務の方ですが、自己評価「3」市の評価「3」、これは「3」ということでよろしいでしょうか。（賛同の声）。維持管理としては、直営でやられている部分が沢山ありますので、自己評価、市の評価「4」にならって、「4」ということでよろしいでしょうか。（賛同の声）はい「4」ということでお願いします。利用状況につきましてはコロナの影響はありましたが、回復はするだろうという見込みがあるということで同じく「3」ということでよろしいでしょうか。（賛同の声）収入状況については、特に汲むべきところはなかったの「3」ということでよろしいでしょうか。（賛同の声）収支の方も適正に行われているということで、指定管理の方も

努力したということで「4」ということでよろしいでしょうか。(賛同の声) 運営体制も人員配置ができているということで「3」ということでよろしいでしょうか。(賛同の声) 独自の事業については、沢山の事業が行われておるということで「4」ということでよろしいでしょうか。(賛同の声) 総合評価は、これは市の評価と同じなので「3」ということかな。総合評価は「3」ということでよろしく願います。以上で終了したいと思います。有難うございました。

【泉佐野市指定文化財旧新川家住宅】

◎委員長：そうしましたら、泉佐野市指定文化財旧新川家住宅について説明をお願いします。

◎事務局：それでは旧新川家住宅のご説明をさせていただきます。この施設も継続施設でありまして、平成18年度に指定管理が開始されております。元々は公募による選定でありましたが、前回の選定時に、現指定管理者による運営が少ない指定管理料の中でボランティアなどの協力による運営体制の特殊性から、随意選定として指定管理者を指定しております。指定管理者は、NPO法人泉佐野泉州にぎわい本舗になりまして今回は4クール目の3年目ということになります。施設の概要としましては、前のスライドの方をご覧ください。こちらが旧新川家住宅になりまして、外観の方になります。これが内観ですが今にも入っていない状態になります。見取り図ですけど、ちょっと見にくいんですが、1階にいくつかの畳の部屋がありまして中庭がありまして、一番右上のところにソトグラというのがございます。これらを貸出して使っていただくような施設というところになっております。これが通常の風景ですが入口のところになります。入ったところにミセノマということで色んなパンフレット等を置いているところです。これが奥のザシキ・ブツマというところがあります。これがイベントやってたときなんですけど、例年ひな祭りの展示の方、色んな雛人形を置いておりまして、こういうイベントで使っております。こちらはザシキの方でイベントといいますか落語の寄席をしているところです。このザシキには襖があるんですけど、この襖というのが日根泰山さんという有名な画家さんが書かれたということで、ちょっと由緒ある襖ということになっております。2階の方は屋根裏のようなところになるんですけど、展示室ということで昔の工具などを展示している場所があります。これが中庭になりまして、イベントを何かされている様子です。ちょっと舞台のようなところがありまして、ここで令和ルネッサンスという事業をやっておられまして、ここでは日本遺産の語り部の会ということで前でやってるところを皆さんに見ていただいているところです。こういった音楽のイベントもされております。これはソトグラになりまして、ソトグラは色んな研修とかこういう広い会場になっておりますので、こういった

使い方で貸出しているようなところですが、簡単な説明なんですけど施設としては以上のような施設となっております。評価に戻りますが、この施設では、今回、すべての項目で自己評価と市の評価が一致しておりませんでした。全体的に自己評価が高めとなっております。前回の外部評価時においても同様の傾向でありましたが、指定管理者側で現在の指定管理者が随意選定により指定する中で、少ない指定管理料の中でのボランティアなどの協力をいただいて、自信を持って業務を遂行していただいているという意識の表れなのかなというところも考えられます。この点は、数値や報告内容を客観的に見まして、他の指定管理者の評価とフラットな視点で、市の評価を入れております。それでは個々の項目の方を説明いたします。6ページの2段目の①a施設の運營業務では、新型コロナウイルス感染拡大の影響で令和2年度は4月・5月が臨時休館、1月～3月は夜間の貸館を休止しておりました。令和3年度につきましては、4月～6月臨時休館としておりました。それ以外の部分では、仕様書上では原則日曜日と祝日が開館日となっておりますが、事前申し込みによる団体利用等は平日の対応も行っているという状況です。また、自主事業の実施時には平日の開館も行っておりまして、結果的には平日も年間150日程開館しておりました。利用の機会を増やしているという点が評価に値する部分でもあります。次に7ページの中段の方をご覧ください。満足度調査の方で見ますと前回の外部評価時と比べて全回は56%のところ、今回は96.3%と大きく増加しております。自己評価の方ですが6ページに戻っていただきまして、自己評価「5」となっておりますけれども、平日開館は評価できるんですけども、利用者の増加幅の状況を見て「5」の評価にまでは至らないとして、市の評価は「4」としています。次に①b施設の維持管理業務では、指定管理者の自己評価は「4」とされておりますが、設備機器などの法令点検や定期点検について仕様書通り実施しており、適切な維持管理ではありますが、それ以上の「優れている」の評価に値するまでには至らないという判断でして市の評価は「3」としています。次の②利用状況では、令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響で、感染防止対策を取りながらの運営の中、令和2年度では新型コロナウイルス感染拡大前の令和元年度と比べて入館者数では1,688人の減少となりましたが、令和3年度では令和元年度を88人超えておりまして、令和2年度と比べると1,776人の増加となりました。コロナ禍が続く中で、入館者の増員につなげたことは評価できますが、前回外部評価時の入館者数、これは資料6に過去の実績がありまして、こちらの一番左の利用状況のところにありますけれども、5,303人という結果でありましたので、これと比べると351人の減少ということで、増加しているわけではないので、自己評価は「4」とありますが、こちら市の評価は、適正な範囲内ということで「3」の評価としております。次の③a収入状況では、この施設では、利用料金

収入は令和 3 年度では前年、前々年と比べて 10 万円程度の増額がありまして、これは令和 3 年度より開始した WEB サイトによるレンタルスペース申込の取り組みの成果が上がってきていることによるものでありまして、このことで指定管理者は自己評価で「4」としておりますけれども、「優れている」とする実績までには至っていないということで、市の評価は「3」としております。7 ページに移りまして、③b 収支状況では、前年度の繰越金を含めると、収支均衡の状態であり、指定管理者の自己評価では「4」の評価とされていますが、適正な範囲であるとして市の評価は「3」としてしております。④運営体制では、基本的には仕様書にある土日祝には 2 名を配置していることに加えまして、自主事業や旅行者からの団体見学等に対応するため、平日の開館を行っており、見学の申し込み人数に応じて人員の増員を行い、対応にあたっているところは評価できます。ただし、指定管理者の自己評価では「5」としてしておりますが、利用者数の増加の程度からみても「優れている」が妥当であるとして市の評価は「4」としてしております。⑤独自事業の取組状況では、地域の団体との連携や継続事業に新たな趣向を取り入れたり、SNS を利用した情報発信を行うなど、創意工夫した独自取り組みを行っており、評価に値すると判断できますが、自己評価では「5」という評価でなっておりますが、実績から鑑みて「優れている」が妥当であるとして市の評価は「4」としてしております。下から 2 段目の①市の評価のところでは、7 項目中 3 項目で「4」の評価、4 項目で「3」の評価となりまして、平均値の整数値としては総合評価は「3」となります。所見欄のコメントですが、『通常の管理・見学案内のほかに、自主事業による新たな開拓を行い、利用増へとつなげている。施設の維持管理・人員の確保等、委託料の内での管理運営にも努力が見える。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための休館やイベントの中止等の影響により入館者数が減少していたが、令和 3 年度は 4 月 25 日から 6 月 20 日の新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための臨時休館を除いて、通常開館に戻ったことやイベント等の実施により、利用者増につながった。』というふうにしてしております。以上が「泉佐野市指定文化財旧新川家住宅」についての説明となります。よろしく願いいたします。

◎委員長：有難うございました。そうしたら私の方からですが、満足度の方で下記の報告では 96.3%が満足という結果が出たというけど、アンケートが 11 件の結果ですね。これ 11 件ということで甘んじていいんでしょうか。

◎日本遺産推進担当理事：こちらの方からも、アンケートが取れてないんで、その辺は指導させていただいておりまして、これからはきっちり入館された方、全てに渡って事業ごとで細かく分析できるようにアンケートを取っていくという指示を現在出しているところであります。ですので 11 人で 96.3 というところは少なすぎるってということで、まあ満足度は非常に高い状態にはなって

おると思うんですが、指定管理を出している側としましては、非常に少ない人数・少ない金額でいろんな工夫でされていると、しかも先ほど説明がありましたように地元のボランティアさんとか町会長、その辺の方たちも巻き込んで、非常にその金額以上の何て言うんですかね、佐野の町場を盛り上げていこうっていう取り組みについては評価できるのかなと思いますので。ある程度、満足度は高いのではないかというふうには思っておりますので。

◎委員長：それはただの推測ですよ。

◎日本遺産推進担当理事：そうですね。ですのでアンケートの方はきっちりと取らせていただかないといけないかなと思っております。

◎委員長：それからインバウンドの観光客っていうのが今は停滞はしておりますけれども、今後の望みはありますか。

◎日本遺産推進担当理事：実は、令和2年度に日本遺産で最も広域の連携しております北前船のグループの方に、ストーリーの方に参加させていただくということで、豪商食野家の船主集落という位置づけになっておりまして、これから空港の方の連携、空港関連で来ていただく国内外の方々を入れ込むような、そういうふうな仕組みのデジタルスタンプラリーとかですね、そういったものも併せていま用意して色々やっておりますし、後、りんくうタウンの方からのシェアサイクルとか、そういったものもこれからやっていきますので。後、この新川家のすぐそばの方に旭湯・大將軍湯という銭湯がありまして、そのうちの旭湯というところにつきましては、商店街の通りに、つばさ通り商店街にあるんですけれども、そこに文化財保護課が11月末に移転する予定でおりますので、そういったかたちで町場自体を連携して情報発信をしていく、そういう中で、この新川家は古民家としては一番残りがいいと思っておりますのでそういったかたちでインバウンドを呼び込んでいただきたいと思っております。

◎委員長：頑張ってください。他、何か質問はありませんでしょうか。

◎委員：後の評価のところにはなるんですが、最後のその他のところで自己評価「5」で市の評価「4」とついてるんですけれども。先ほどおっしゃったアンケートのところ、11人の中でもPRがされていないようなイメージでとれてるんですね。ここの評価が自己評価「5」、市の評価「4」ときているけれども、僕は「3」にしたんです。今、言うのは早いかわからないけども。最後の評価の時に言おうかと思ったんですけどね、今言わせてもらいました。

◎委員長：そうしましたら、もう質疑がないということで。評価に移りたいと思います。まず運営業務の方については、努力の方がよく見えてるのと、平日開館等をやっているということでこれは「4」ということでよろしいでしょうか。（賛同の声）。「4」ということでお願いします。維持管理については、これはできていくというのが市の報告でございましたので「3」ということでお願いします。

す。利用状況については令和3年度には戻ってるということですが、これからの伸びが期待されますので「3」ということでお願いいたします。収入支状況については、少ない金額の中で何とかやってるとというのが現状ということで、「3」ということでよろしゅうございますでしょうか。(賛同の声) 収支状況についても「3」ということでよろしくお願いいたします。運営体制については平日の努力等もみられるということでございますので「4」ということでよろしいでしょうか。(賛同の声) 独自の事業についても、マンネリ化しないように色んな工夫が行われているということで、これは「4」ということでよろしいでしょうか。

◎委員：ここは私「3」にしたんです。

◎委員長：「3」という意見が出ましたけど。市の評価「4」ですがいかがいたしましょう。

清水さんその「3」というのは特に理由は。

◎委員：事業自体は頑張ってるっていうのは運営のところではわかるんですけども、それが市民に反映されてないっていうところがあるんで。そこがマイナス点っていうかね。そこをもう少し改良していただかないと、何とか事業が無駄になっちゃうっていうか。それがこの項目でいいのかどうか疑問もありますけども。

◎委員長：5番のところ、その他っていうところよりもどっちかっていうたら運営業務のところかな、それとも委員の言う方が、どちらかな。

◎委員：どこに入るか微妙なんですよね。

◎委員長：運営業務の方ですか。どっちかっていうと。

◎委員：やってることは評価できると思うんです。それが来てくれなかったら何の意味もないっていうか。最後まで責任とってよってっていうか。

◎委員長：気の毒なのは指定管理料がね、この金額なんですよ。

◎委員：そうですね。

◎委員長：この金額でこれだけの維持管理をやって、努力もやってるというので。ただ自己評価は高すぎるなあとは思いますが、市の言うてるのがだいたい妥当な線かなと。

◎委員：別に「4」でも。ちょっとPRという点で引っかかっただけで。

◎委員長：意見はありましたけれども。その他のところは「4」ということでよろしく申し上げます。(賛同の声) そうしたら、これは総合評価は「3」になるのかな。

◎事務局：そうですね。そのまま市の評価と同じで「3」ということで。

◎委員長：「3」ということでよろしく申し上げます。どうも有難うございました。

【りんくう中央公園】

◎**委員長**：そうしましたら、りんくう中央公園について説明をお願いします。

◎**事務局**：それでは、りんくう中央公園についての説明をさせていただきます。今日は行けていないところですのでスライドを見ていただきながら。この施設につきましては、公募により平成18年度から指定管理が開始されまして、これまで同一の指定管理者さんで一般社団法人泉佐野みどり推進機構による3クール目でございます。今期は3年目となります。元々は、市からの指定管理料の支出はございませんでしたが、平成30年6月には、施設内の野球グラウンドや一部駐車場が閉鎖となりまして、収支が取れなくなったため、不足部分として今は市からの指定管理料を支出することによって、現在に至っております。施設の概要としては、前のスライドの方をご覧ください。こちらは先ほどの南部公園と比べて規模が少し広さとしては小さくなりまして、向こうが4万㎡ということでありましたが、こちらは半分の2万㎡となっております。こちらが事務所の入口のところになります。入って事務所がございまして、中に入りましたらこちらは受付をするところですね。こちらに入った中のところで受付する場所がございまして。こちらは公園内ですね、大体2万㎡ちょっとというところになっておりまして、中には遊具の方もあったり健康器具があったりしております。駐車場は31台というところになっております。スポーツ施設としまして、フットサルコートが2面ございます。こちら後ろから見たところなんですが、横に2面フットサルコートが並んでいます。向こう側がアウトレットモールのところですね。後、テニスコートが5面ございまして、こちらは通路になるんですけど、入っていったところの左右ですね、こちら左側に2面と右側にも2面のテニスコート。もう1面が奥の方にあるというところになっております。こういった施設になっております。で、評価に戻りまして、今回、自己評価と市の評価が不一致となる部分はございませんでした。また、前回の外部評価時と差異がある部分もございませんでした。それでは個々の項目を説明ですが、8ページをご覧ください。①a 施設の運営業務では、こちらにも新型コロナ感染拡大の影響で令和2年度では4月・5月、令和3年度では4月～6月の施設利用を停止しておりましたが、設備の整備点検や清掃や草刈りなどの施設管理業務は、休業せず実施してきております。10ページの方の中ほどのところに満足度調査がありますけれども、このような状況下の中で、施設の満足度は、職員の対応では良いが89%、施設の設備で使いやすいが78%となっております。こちらは適正の範囲であるとして評価は「3」としています。8ページに戻っていただきまして、①b 施設の維持管理業務では、仕様書に沿った、清掃業務や設備保守業務、遊具の点検などは、法令等に基づき、確実に丁寧に実施されておま

す。利用者からの意見でも施設の清潔さや整備状況については好評を得ている点は評価できます。加えて、軽微な修繕などについては自前で実施しておられまして、積極的に改善に努めている点が評価でき、自己評価、市の評価ともに評価は「4」としております。9 ページへ移りまして、②利用状況では、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、感染防止対策を取りながらの運営の中、令和 2 年度では 4 月・5 月、R3 では、4 月から 6 月は利用停止をしていたこともありまして、新型コロナウイルス感染拡大前の令和元年度と比べれば、令和 2 年度では延べの利用人数では 8,430 人の減少、令和 3 年度では 6,122 人の減少となっておりますが、利用停止期間が例年程度の利用者数であれば、新型コロナウイルス感染拡大前と同程度の利用者数と見込まれることもありまして、一定数を保っているとして、自己評価、市の評価ともに評価は「3」としてしております。前回の外部評価時と比べますと、平成 30 年度には、野球のグラウンドと一部駐車場の閉鎖によりまして、利用者数は大幅な減少となった経過がありまして、そこが前回の外部評価時とは状況が大きく違っているところとなっております。③a 収入状況では、テニスコート利用コマ数が、新型コロナウイルス感染拡大前の令和元年度と比べて、令和 2 年度では 957 コマの減少、令和 3 年度では、2,249 コマの減少となっておりますが、利用料金収入もそれぞれ、403 千円の減少、1,605 千円の減少となっている一方で、令和 3 年度では新型コロナウイルス感染拡大の影響による本体事業からの繰入金として、3,593 千円の皆増があったことから、収入全体では、令和 2 年度と比べて 2,439 千円の増加となりました。令和 2 年度には、新型コロナウイルス感染拡大による減収部分の市からの補償金が当該年度中に収入されておりまして、令和 3 年度には、同様の補償金があったものの年度がずれて令和 3 年度中には収入されなかったことから、その部分の補てんとして、本体からの繰入金により収支のバランス調整のため処理を行ったものです。これらのことから、全体収入状況としては、適正な範囲であるとして評価は「3」としてしております。平成 30 年度に野球グラウンドと一部駐車場の閉鎖に伴い、閉鎖前と比べると、この部分として駐車場で約 500 万円減収、グラウンドで約 100 万円の減収ということで、合計約 600 万円の収入減となっているところが前回の外部評価時と比べて大きく変動しているところです。

③b 収支状況では、支出面で軽微な修繕を可能な限り自前で実施したこともありまして、修繕料は減少しておりますが、令和 3 年度の全体の収支では、1,573 千円の赤字となりました。令和 2 年度、3 年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響があることも考慮しまして、評価としては「3」としてしております。10 ページの方に移りまして、④運営体制ですが、仕様書に沿った適切な人員配置となっており、自己評価、市の評価ともに評価は「3」としてしております。

⑤独自事業の取組状況では、新型コロナウイルス感染拡大で一部中止された取り組み

もあったものの、概ね例年並みの教室や講座などを開催されていたことから、適正な範囲での取組状況であるとして、自己評価、市の評価ともに評価は「3」としております。次に、下から2段目、11ページの2段目のところですが、市の評価として、7項目中1項目で「4」の評価、6項目で「3」の評価となりまして、平均値の整数値として、総合評価は「3」ということとなります。所見欄のコメントですが『利用者から満足する対応に高評価を獲得し、大きなトラブルが無いことや、施設の適切な維持管理に努めている点は評価に値する。コロナ渦ではあったが、独自の取り組みも努力している。今後も収支のバランスを鑑みて計画的な経費の節減に取り組む必要があると考える。』というふうにしております。以上が「りんくう中央公園」についての説明となります。どうぞ、よろしく申し上げます。

◎委員長：有難うございました。そしたら私の方から最初に話を聞きますが、まず収支が赤字が続いているということですが、これについてはどのようにお考えでしょうか。

◎道路・公園担当参事：先ほどのご説明のとおり、平成18年から順調に運営していた次第ではございますけれども、立地条件で市の行政施策としまして、グラウンドの売却ですとか駐車場の売却等々がございましてですね、非常に厳しい運営状況になっているという聞き取りはしてございます。それに加えて、その相談を受けた際に、売却してからコロナがかぶってしまいまして非常に厳しい運営にあるというのは毎年聞き取りしております。ただしかし、一般財団法人泉佐野みどり推進機構の母体となっているこの機構がですね、別事業でも頑張っております、こちらの黒字がございまして、この黒字の方を補填したり、別業務の委託の分をこちらの方へ繰入金として入れる分ぐらいの余裕があるということも聞き取っております。今後はですね、りんくうタウンのりんくう中央公園、りんくうタウンの中にございまして非常に立地条件はよろしくて。固定客の皆様には愛されておるグラウンド若しくはテキスコートでございます。そのような公園の方を切って、バツサリ切ってしまうというのはまったく考えていないんですけど、これまでりんくう中央公園は、公園の様子もスライドで見ていただきましたように非常に美しく保たれておりまして、周辺の住民の方からは非常に綺麗な公園だというのは、どこに行っても聞かせていただいております。その中でもみどり推進機構というのは、本当にそういうふうにして、別事業で独自の事業をまた展開して行って、また新しいスポーツですね、例えばスケートボードですとかそんなこともできないかなと検討はしているみたいでして。そういう色んな構想はあるみたいですので、赤字ではございましてけれども、やる気のある皆様方の集団でございまして、このまま泉佐野市としても協議し、展開を見ていこうかなというふうに思っております。

◎委員長：具体的なものはないんですね。

◎道路・公園担当参事：具体的には、先だっでの会議の中では新しい新スポーツですね、新競技なんかそういうのも広場の中で何かできないかなとか、コロナが終わった後にイベントの開催をもうちょっと大きくできないかという構想を持っておるといふことで。具体的な話ではございませんけども、やる気はあると聞いております。

◎委員長：ほか何かないでしょうか。

◎委員：よろしいでしょうか。今、別業務からの繰入金があるって言われていたかと思うんですけども、それについては9ページの収入状況のaのところを書いてある、繰入金359万っていうのが該当するっていうことですね。

◎道路・公園担当参事：そのとおりです。

◎委員：この事業について同じように指定管理事業っていうことですか。

◎道路・公園担当参事：ではございません。これは私ども泉佐野市の事業なんですけど道路公園課が発注します、スポーツの受付業務というのが別にあるんです。業務委託してるんです。

◎委員：市からの委託業務での黒字部分をこっちに繰入れているということですね。この繰入金がなければ、もっと赤字が大きくなっているという状況ですね。

◎道路・公園担当参事：おっしゃるとおりです。ただ、先ほど事務局の方からも説明がありましたけども、実際は市からの補填がありましてですね、その収入が4年度になってしまいましたんで。3年度の分が4年度になり、ここには収支が載ってないんですけど、一応4年度に3年度分ですよということで渡してる分があるんですけども、それが3年度に入っていたら若干の黒字にはなったんです。

◎委員：補填の金額は令和3年度とほぼ同じくらいの金額ですか？令和3年度に上がっている250万と。

◎道路・公園担当参事：はい、ほぼ同じです。

◎委員：同じぐらいの金額なんですね。あと、もう1点よろしいですか。フットサルコート稼働率が非常に低いと思われるんですが、この点について指定管理者はどのような努力をされているのでしょうか。

◎道路・公園担当参事：今まではですね、聞き取りいたしましたのは、大阪セレッソのチームですとかホンダのソルティーユっていう大きな団体さんが常連客でおられました。地元の企業さんなんかもこちらを使っていたと聞いております。ところがその大きな大阪セレッソの方に機構改革がありましてですね。そちらの方でりんくう中央公園の方からは撤退したいという申し出があったんだそうです。こちらに関しまして減少してしまいました。その穴埋

めといっちはおかしいんですけど、今までどおり使える時間帯が沢山ありますんで、ホンダですとか大きなサッカーチームに営業をかけて、この時間帯使えますよってというようなアピールをしていると。水面下でもサッカー協会を通じて売り込んでいきたいというふうに考えていますという回答です。

◎委員：市の持ち物の公園ですので、住民へのサービスの還元といったところから、そういう団体以外、例えば地元の中高生であったり小学校のサッカーチームであったり、そういったところの利用とかに、利用状況に繋げていくといったところの取組みとかは別に出されたりされそうですでしょうか。

◎道路・公園担当参事：おっしゃるとおり、こちら呼び込めたらいいんですけども、単体では高校生以上が試合前だから練習させてほしい、大学生が一部グラウンド使えないので使わせてほしいとかいう個別な申込みは沢山あります。ところが、市民の皆様では減免措置なんかもやってるんですよね。利用者が市民だったら何割減免とかいうのをやってるんですが。やはり、お金の方がかかる施設なので、頻繁な利用というのはやっていただけないんですね。学校でいいますと中学生以下になりましたら校庭でクラブとしてやってらっしゃいますので、収支の見込みとなりましたら学生さんとか市民の皆さんでしたら、費用的にだせますよって人でなかったらなかなか収支がとりにくいんです。ただ、利用料金の方もかなり低くしてますので、高校生の方が使いに来たり、一応使えるんだっていうのは認識はあると思います。

◎委員：利用料金の面からすると、そういう団体呼び込んで利用料金を上げた方がいいっていう考え方はもちろんあるかと思うんですけども。空いてる時間があるのであれば当然、市民の方への還元っていったところで今後そういうところが、料金的な面が市民の負担になっているのであれば、料金設定とかそういうところから見直していく。それは指定管理者に求めるべきものではなく、市として見直していかないといけない部分もあるかと思えますけども、そういったところも考えていく必要があるのではないかと思います。

◎道路・公園担当参事：はい。勉強させていただきます。

◎委員長：難しいところですね。こういう大きい団体に来てもらえないとね。収支は楽にならないからね。一方で市民還元するっていうのもね、大事なことです。ちょっと検討してください。

◎道路・公園担当参事：はい。

◎委員長：その他ございませんでしょうか。

◎委員：今の点で感想みたいになってしまうんですけど。色々市で公の施設使って色んな教室みたいなことやったりして、プールだったらプールの教室、体育館だったらバレーボールとかバスケットボールとか。そういう類で同じようにそういう地域のサッカーチームとか地域のフットサルチームであればです

よ、これはさすがにタダでっていうわけにはいかない訳で。皆さん例えば河原で野球やってるんだっいたらいくらか払って、おそらくクラブチーム的にやっておられると思うんですけども。そういう需要って、ある程度定期的にね、毎週土日とか毎週日曜日とか、あるのかなとも思ったりすんですけど、そういうのは無いんですか。やっぱりグラウンドは他にもいくらでもあってっていう。あるいはフットサルっていうところがちょっと、ニッチなと言うか、通常のサッカーグラウンドではないのでっていうところなんでしょうね。

◎道路・公園担当参事：そうですね。私の聞き取りさせていただく中では、もともとサッカーをやっていて、それで次にフットサルやってますっていうのがやっぱり多いみたいです。大学生とか働いていてもそうですけど、南部公園も見てくださいましたが、あれだけ大きい面使ってやってるっていうのがいいんです。少年サッカーもほとんど南部公園の半部くらいの大きさをやりますんで。小学生でも半分くらいの、全面は大人のサイズですけど、あれの半分くらいの4個程度ですね、2試合やったりとかいう、そういうふうにしますね。だからフットサルとなったら逆にコアな。

◎委員：やっぱりそうなんですね。

◎道路・公園担当参事：やっぱりフットサルだから来てくださいというのだったら、サッカーに繋がる教室っていいですかね。技術的な教室とかになってくるのかなと思います。フットサルだからフットサルの人来てくださって言うと、やっぱりちょっと。

◎委員：年齢層がもうちょっと上がっちゃう感じなんですか、むしろ。高校生・大学生みたいに。

◎道路・公園担当参事：そうですね。それか、あの大きさだけで試合ができる幼稚園児とか。サッカーはやっぱり年齢層広いですから。撤退ではないですけどちょっと見直しますと言っていたセレッソさんなんか幼稚園の年少からの教室を持っていってしゃるっていいですけどね。そうなりますとまた逆に人数ですとか、教室になってきますんで利用料とかいうことができてきます。

◎委員：わかりました。

◎委員長：その他ありませんでしょうか。ないようでしたら評価に移りたいと思います。まず施設の運営業務の方ですが、一応これはできてるということで「3」ということでよろしく願いいたします。維持管理についても、努力をして対応もよくやっておるということで「4」ということでよろしく願いいたします。利用状況は市の見立ての場合はコロナの影響なければ例年どおりいけていたということですね。ということに賛同して「3」ということで。収入状況についても、繰入金が入ったのことで、今後ちょっと注意が必要ということもありますが「3」ということで。収支状況についても「3」ということでお願いいた

します。運営体制の部分も「3」ということでということによろしいでしょうか。(賛同の声) 独自の分も努力の方はみられますが、適正な範囲ということで「3」ということでよろしく願いいたします。総合評価は市と同じですので「3」ということでよろしいでしょうか。(賛同の声) 以上で終わります。有難うございました。

【泉佐野南部公園】

◎委員長：そうしましたら、泉佐野南部公園について説明をお願いいたします。

◎事務局：続きまして泉佐野南部公園について、説明いたします。この施設は、テニスコート、サッカーグラウンド、野球グラウンドが設置され、防災公園としての機能も併せ持った施設として、平成 30 年度に新たに整備された施設で、一定の実績がでるまでということ、初めの約 2 年は市が直営で管理運営を行っていました。そして、公募により指定管理者を選定し、令和 2 年度から指定管理が開始されまして、今年で 3 年目となります。従いまして、今回は初めての外部評価となります。今回、自己評価と市の評価が不一致となる部分はございませんでした。それでは個々の項目を説明いたします。12 ページ 2 段目①a 施設の運営業務では、新型コロナウイルス感染拡大の影響で令和 2 年度では 4 月・5 月、令和 3 年度では、4 月～6 月施設利用を停止しておりましたが、設備の整備点検や清掃、草刈りなどの施設管理業務は、休業せず実施してきました。15 ページの上部をご覧ください。このような状況下の中で、施設の満足度は、職員の対応は良いとする回答が 79%、施設の設備については、各設備平均で良いとする回答が 42%、普通とする回答が 55%で、適正の範囲であるとして自己評価、市の評価ともに評価は「3」としています。12 ページから 13 ページにかけてのところをご覧ください。①b 施設の維持管理業務では、仕様書に沿った、清掃業務や設備保守業務、遊具の点検などは、法令等に基づき確実、丁寧に実施されていることに加えて、軽微な修繕などは自前で実施し、積極的に改善に努めている点が評価でき、評価は「4」としています。②利用状況では、この施設も新型コロナウイルス感染拡大の影響で、感染防止対策を取りながらの運営の中、令和 2 年度では 4 月・5 月、令和 3 年度では、4 月から 6 月の施設利用を停止していたことが大きく影響しまして、感染拡大前の直営で実施していた令和元年度と比べると、テニスコートでは令和元年度が 8,058 人に対しまして、令和 3 年度は 8,995 人とこちらはプラス 937 人ということで、認知度の向上が進んできたこともあると見込まれ、減少に転じずに微増というところですが、野球グラウンドでは令和元年度では 14,375 人に対しまして、令和 3 年度では 14,090 人でマイナス 285 人、サッカーグラウンドでは、令和元年度では 39,771 人に対しまして、令

和3年度では37,044人とマイナス2,727人と認知度が上がってきたことによる増加部分と、コロナの影響による減少部分を差し引いてマイナスという結果となりましたが、停止していた期間のことも考慮すると、適正な範囲として考えられますので、自己評価、市の評価ともに評価は「3」としています。③a 収入状況では、本施設では、5年間の指定管理期間で、当初は施設が新設であり認知度が低いという状況を鑑み、毎年傾斜をつけて減額していくかたちで指定管理料の設定を行っています。令和3年度は2年目となり初年度より約200万円少ない状態となっています。新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける中、指定管理者の努力もみることができ、令和3年度の利用者数は令和2年度に比べ増加しているものの、傾斜による減額相当を埋めるだけの収入の伸びには至らず、現状では設計値との乖離がありますが、直ちに抜本的な改善を要する状況ではなく、適正な範囲内であるとして、自己評価、市の評価ともに評価は「3」としています。また、令和2年度には、新型コロナウイルス感染拡大による減収部分についての市からの補償金が当該年度中に収入されておりまして、令和3年度には、同様の補償金があったものの年度がずれて令和3年度中には収入されなかったことから前年比では、収入は少なくなっておりますが、やむを得ない事情であることから、評価は適正な範囲として「3」の評価としております。③b 収支状況では、収入が設計値と比べて少なくなっている中で、支出面においては、事業費、施設管理費の部分で令和2年度との比較で1,704千円の減、主には令和2年度で実施した人工芝の維持管理業務経費が令和3年度では1,295千円で減少となったことや、事業活動経費、運営費部分で令和2年度との比較で2,778千円減少、主には自主事業に係る経費の削減が1,000千円ございまして、消耗品費等で359千円、修繕料で169千円、賃借料等で1,175千円などの減少によるもので、収入減があったものの、支出面での削減も伴って、収支としては1,103千円の赤字でありましたが、コロナ禍が続く中、市からの補償金の収入が年度ずれにより含まれていない状況で、赤字額がこの程度に収まっているということから、適正な範囲であるとして、自己評価、市の評価ともに評価は「3」としています。14ページに移りまして、④運営体制では、仕様に沿った適切な人員配置となっており、自己評価、市の評価ともに評価は「3」としております。⑤独自事業の取組状況では、施設の認知度の向上のための様々な取り組みを積極的に実施しており、例えば小中学生の団体利用を積極的に受け入れたり、防災公園に位置付けられた本施設の特性を活かしたPRを実施したり、また、利用者が快適に利用できるよう、芝生の増設や夏季には熱中症対策として通路にミストを設置したりしているところを評価して、評価は「4」としています。次に、下から2段階、①市の評価は、7項目中2項目で「4」の評価、5項目で「3」の評価となりまして、平均値の整数値として、総合評価は「3」となります。所見欄のこ

ントですが、読み上げますと、『大きなトラブルが無く、清潔に保たれている施設運営と、コロナ渦ではあったが、常に利用者の目線で自主事業に取り組む姿勢は評価に値する。今後も収支のバランスを鑑みて計画的な経費の節減と稼働率向上に向けて取り組む必要があると考える。』としております。以上が「泉佐野南部公園」についての説明となります。

◎委員長：はい、有難うございました。こちらの施設は現地に行ってきたところなのでイメージはしやすいですね。その中で防災公園ということで実際見せていただいたんですけれども、あの見せていただいた以外に他に機能はあるんでしょうか。

◎道路・公園担当参事：防災公園というものに対しては、あの山側っていう表現ちょっとおかしいんですけれども、入り口を入れてきていただいたところで、見えていた住宅街というのは、実は泉南市なんです。で、泉南市の皆様方に対しましてもですね、あれだけの広大な面積なんで一時避難所としてご利用くださいというのは、市同士で協定を結んでございますし、泉佐野だけと違いますよと、泉南の皆様方もどうぞご利用くださいと。それから、先ほど現地でも言いましたけれども、防災ヘリなんかの拠点で、もし、着陸するのであればあのエリアだけではなくて、そこを拠点とした物流の配送ですね、和歌山方面に行くとか、そういうことでも、広い面積を保有して上空の占有のない箇所としては、市だけじゃなくて、府もしくはそういう国の防災拠点となるような位置づけでも構いませんよということで、市の危機管理の方とも連携してそういうPRを国のほうにもしております。ですから、中々表現はしにくいんですけれども、この面積を利用した防災機能という、その辺がこちらの強みまた、PRできるどころと捉えております。

◎委員長：あの防災のグッズも置いてあったけれども、量的には足りないのと違う？

◎道路・公園担当参事：見ていただいた箇所以外にもですね、別の面でもございまして。

◎委員長：まだあるんですね。

◎道路・公園担当参事：はい。トイレの方はちょっとあそこしかないんですけれども。

◎委員長：わかりました。そうしましたらあともう一つ質問です。今回初めての外部評価となるんですけれども、この収支の見込については、どういう具合にお考えですか。

◎道路・公園担当参事：先ほどのりんくう中央公園と同じでございますけれども、コロナの影響がでまして、収入は減少の方に転じてはしまいました。しかし、お問い合わせがですね、コロナ禍ではありまして、お問い合わせのほう

が遠方からもたくさんございますし、特にサッカーグラウンドは、市長の意向で JFA の日本サッカー協会認定の芝を取り入れたグラウンドをきちんと整備しましょうというのが、一番最初の芝生のグラウンドに関しましての、そういうスタートでございましたので、やっぱりプロのサッカースポーツの方が着目されて、現地でみていただいた写真では北澤選手だけだったんですけれども、他にもたくさん日本の代表の選手ですとかがチームを引き連れてやってきたりということがあります。それで、何でこちらを選んで来られたんですかという質問をしましたら、やはりこの芝がいいんだと。それと立地条件もそうだし、とても気に入っているというのをプロの方もアンケートで書いておりましたし、他府県からですね、大阪のちょっと外れた関西空港から近いところで、そういう高規格なところを使える場所というのを探しているんだという、そういうお問い合わせが非常に多いというのを聞いてますんで、まあ出来上がってから、今年で4年となりますけど、これだけのお問い合わせがたくさん全国からきているというのを考えますと、これからもですね、認知度が上がって利用をさせてほしいというのもでてくるんじゃないかというふうには思っております。それと、サッカーグラウンドだけに関しましては、地元のサッカー連盟の皆さん方でもですね、時間帯の調整はちゃんとしていらっしゃるんですけれども、取り合いみたいな状態になってるんです。何とかウチに貸してくれませんかという陳情があったりですね、新規で参入したいけど、入れるんでしょうかとかいうふうに、直接市のほうにお問い合わせがきたりとかですね、そういうのも非常に多くございます。この辺を考えますと、今後の収支がどうかというのは、問い合わせがたくさんある状況で、これからまた人気が上がってくると思われますので、コロナさえ収まれば、若しくは全国展開できちんとした、元に戻るような状況があれば、非常にいい状態になっていくというふうには考えております。

◎委員長：はい、わかりました。私のほうからは以上ですが、他ございませんでしょうか。

◎委員：私からは、ちょっと確認ですけれども、この指定管理料がね、令和2年は1,200万で令和3年は1,000万になってるんですけれども、これは施設の稼働をしない時期があったが故の指定管理料カットという、そういう理解でよろしいんですか。

◎道路・公園担当参事：私どもが支払っている指定管理料のご質問でしょうか。

◎委員：市の支出額が令和2年度は1,200万円で令和3年度は1,000万ということでしょうか。

◎道路・公園担当参事：そうです。先ほどの委員長からのご質問と同じで、作りに上げた時からですね、この施設は非常に利用が伸びていくであろうという予

測値を最初に立てておりましたので、ずっと黒字で財政的には黒字で上がっていくであろうというのを私ども市は考えておりました。

◎委員：そのことは元々管理委託契約の中で、その委託料を減じていくという、そういう契約だということですか。

◎道路・公園担当参事：はい、そうです。

◎委員：そうすると、令和4年度、5年度もまた下がっていくとうことですか。

◎道路・公園担当参事：そうです。

◎委員：漸減していく？

◎道路・公園担当参事：はい、最終的にはこのスタートから半分ぐらいの600万ぐらいになる予定です。

◎委員：すごい強気の設定ですね。

◎道路・公園担当参事：ただちょっとコロナで計画が一部非常に厳しいんですけどという指定管理者からの声もあるんですけども。

◎委員：中々、指定管理者側は厳しい条件ですね。市側には都合がいいかもしれませんが。

◎道路・公園担当参事：ただあのそういう条件下におきましてもですね、収支のほうは、補填しますと最終的にはマイナス5万5千円ぐらいまで頑張ってますんで。

◎委員：しかもこれ、コロナ禍では、令和3年なんかは、3か月間丸々使えてない時期があったということですね。

◎道路・公園担当参事：そうですね。泉佐野市の施策としまして、大阪府と共に中止した期間がございました。

◎委員：それでも何とかこの数字を出している。

◎道路・公園担当参事：そうですね、指定管理者の方からも、そういうふうに市がこう考えてますよという話は当初にですね、このように考えているんですけどもというふうに、プロポーザルの一番最初に要領で条件を提示しましたら、向こうのほうも、そうですという話で、アピールしていきますのでとうことでした。

◎委員：自主事業で回していけるんだということ。

◎道路・公園担当参事：はい、それで向こうから提出された書類に関しましても提案書にも市のイメージでいっても、うちは収支は伸びていきますという提案書だったもので、そういうスタートをしてございます。

◎委員：わかりました。

◎委員：りんくう公園の指定管理料については、数100万ほどあって、こちらは1,000万ぐらいあるんですけどもね。りんくう公園の方が最初は上だったんですか。

◎道路・公園担当参事：そこまではないです。

◎委員：そしたら、りんくう公園は落ち着いた状態ということですか。

◎道路・公園担当参事：そうですね。

◎委員長：はい、その他に。。。はいどうぞ。

◎委員：ちょっとこれは感想なんですけどね。アンケートの中で駐車場の件が3点ほど載ってたんですけども、現場をみさせてもらったら、駐車場も結構な台数があるし、バスなんかは地元の人と協力して別のところへ確保できるというのは、まあ地元と協力かけてるという体制はね、まず偉いなあとと思います。普通は結構嫌われるもんなんですけども、車なんかでね。だけど、それをまあ逆に地元が協力してくれるというのは、まあよくがんばってるんやろうなあといい気がします。でまあ施設自体にしても、駐輪場とか駐車場とか公園以外のところもほんまに綺麗でした。ゴミ一つなかったですね。あれはよく来てるとい印象でした。

◎道路・公園担当参事：はい、有難うございます。

◎委員：私のほうからはちょっと2点うかがわしていただきたいと思います。まず、1点がですね、施設の利用状況といったところを見ると、稼働率がそんなに高くない状況で、今、問い合わせとかたくさん受けているといったところで、ニーズはあるのかなあといいところでお話を伺ったんですけども、結局それが十分な結果として現時点では繋がっていないというところがあるのかなあと見て見させていただいてます。これは、市としての目標値、数値目標的なものってあるのでしょうか。市が定めるもの若しくは指定管理者の方が事業計画とかの中で毎年これぐらいの稼働率を目標にしていますみたいな数値目標があれば教えていただければなと思います。

◎道路・公園担当参事：はい、ちょっと今はお示しする数字の資料がないのでございますけれども、あそこは土日はですね、サッカーグラウンドにしたら96%の稼働率がございます。年間とおして、土日祝は、96%動いています。野球のグラウンドも69%動いてございます。ただ、やっぱり平日の学生さんたちが、若しくは社会人が動いている時間帯ですね、会社で仕事をしていたり、学生さんが授業を受けられている時間の平日の昼間がですね、どうしてもちょっと、今日行ったような、まあ今日は雨でしたけども、いや雨でなくても、空いてる状況があるんですね。ですんで、そこをどうやって埋めていこうかというのを今、模索しているという状況でございます、目標数値となりますと、よっぽどの企業ですね、例えば企業さんで午前中はサッカーをする、午後からはデスクワークをするんだというような方たちですとか、若しくは、学生さんで同じようにグラウンドを対外試合でということ、学校の中ではなくてこっちへ来て、JFAの認定を受けてますというような、この高規格の芝生で使ってくだ

さいとか、そういうなアピールしていきたいというふうには言っています。これは聞き取ってはいるんですけども、どうしてもこの日中のこの時間帯にどうやって呼び込もうかというのを苦慮しているというのが実際のところで、空き時間、ようは今からのこの4時、5時ぐらいからは、毎日、スクールですとか、学生さんとか、まあ今日は雨でなかったかと思いますが、今でも埋まっている状態なんですね。空き時間を今後検討していくということを考えておるようです。

◎委員：そうですね、そこについては検討の余地があるかなというふうに思います。まあ先ほど、問い合わせが多いからといったところで今後伸びるだろうみたいなことを言っておられましたけれども、その空き時間に対する問い合わせが結局なければ、その部分についてはずっと今と同じ状況というのは変わらないので、その辺りも併せてやはり検討していく必要はあるのであろうなと思いました。

◎道路・公園担当参事：はい。わかりました。

◎委員：数値目標につきましては、やはり適切な評価、市による評価を行うを行うためにも非常に必要になってくるものかと思しますのでそこについては、きっちりと市のほうでも定め、そして指定管理者ほうにもしっかりと目標をもってもらって運営していく必要があるのではないのかなと感じます。私のほうからもう1点いいですか。

◎委員長：はいどうぞ。

◎委員：南部公園の利用状況をみると、6万人ほどの実績はあるんですけども、アンケートの方が24件と非常に少ないなという印象を受けております。アンケートの人数が少なければ、十分なニーズを拾えないというようなところがあるかと思いますが、この点について、いかがでしょうか。

◎道路・公園担当参事：あのご指摘のとおりでございます。私どももなんでこの数字なのかという話は言っているんですけども、帰ってきた答えが、怒られるかもしれませんけれども、固定客なんですよという話です。固定客の方はちょっと答えていらっしゃらないんですね。新規で来た方をちょっと捕まえて、テニスの方ですとか、新しい団体のサッカースクールの方に答えてもらったというふうに聞いております。そうではなくて、日ごろ使っている人達に聞かないといけないという話なんですけど、それはですね、同じような質問をしても、口頭で、とても素晴らしいからここに来てるではないかというような反論をされました。ただそれを、ちゃんと書式化してですね、今後は書いてくださいとは言っているんですけどもね。

◎委員：アンケートについては、やはり声を聞くという意味で非常に重要になってくるかと思しますので、実際来ていただいているから満足していただいているんだというふうな把握の仕方もあるかもしれないですけども、来ていた

だいている中でもちょっとどう思っておられるのかといたところはわからないところがありますので、しっかりとアンケートについては今後実施していただくように市からも指導していく必要はあると思います。

◎道路・公園担当参事：失礼しました。ちゃんとやります。

◎委員長：よろしいでしょうか。

◎委員：はい。

◎委員長：その他ございませんでしょうか。そうしましたら、評価の方に移りたいと思います。運營業務についてですが、今の段階での評価ですので、市の評価と同じく「3」ということでよろしいでしょうか。(賛同の声)維持管理の部分について、これも現状の「4」ということでよろしいでしょうか。(賛同の声)利用状況については、これから伸びていくだろうということですが、「3」ということでよろしいですか。(賛同の声)では収入状況については、指定管理料が傾斜で下がっていくけれども、今のところ良好ということで「3」ということでよろしいでしょうか。(賛同の声)収支状況については、これも「3」ということでよろしゅうございますでしょうか。(賛同の声)人員配置についても、「3」ということでよろしいでしょうか。

◎委員：これ私はね、「4」であっていいのかなと思ったんです。駐車場対応ということでね考えると、よく頑張ってるなあという気がしたんで。「4」でもいいのかなと思ったんですけども。ちょっと甘いかもわかりませんが。

◎委員長：「4」もあるということですがいかがでしょうか。多分、市の見方の適正の範囲という見方なんでしょうね。そうすると「3」なんですよね。では「3」ということでよろしいでしょうか。(賛同の声)独自の取組については、今はたくさんやれてるということで「4」ということでよろしゅうございますか。(賛同の声)そしたら、トータルで「3」いうことですね。はい。有難うございました。これで、南部公園のほうを終わります。以上で5件の評価を終えました。委員会のまとめ方について、事務局の方向かありますでしょうか。

◎事務局：そうしましたら、評価一覧表シート of 各項目についての評価数値をご確認いただきましたが、委員会としての総合評価所見並びに委員会全体の総括のまとめにつきましては、本日いただいた委員の皆様のご意見をふまえて、委員長にご相談のうえ作成をさせていただきたいと思います。また、議事録に関しましては、少し時間をいただきまして、公表前にそれぞれの委員さんにご確認させていただきまして、問題がないということでありましたら、はじめて公表ということとさせていただきます。なお、評価指針にもございますように、市の12月議会の行財政委員会で本日の委員会の概要をまとめて報告させていただく予定としておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

◎委員長：事務局からの説明のように、本評価委員会の総括については、時間の関係から私にご一任いただくということでよろしいでしょうか。（賛同の声）
そうしましたら皆様のおかげで本委員会を終了することができました。ありがとうございました。

◎事務局：最後に八島副市長より閉会のご挨拶があります。よろしくお願いいたします。

◎副市長：すっかり遅くなりまして申し訳ありません。ほんとに現地視察も含めまして長時間のご審議ありがとうございました。今日いただいた意見とかご助言というのは、今後を指定管理者の選定などにも大変、役立てていきたいと思っておりますので、今後ともご協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

◎事務局：それではこれで指定管理者制度評価委員会を閉会とさせていただきます。長時間どうもありがとうございました。